

(環境省)

事 項 名	20年度減量・効率化の取組内容
本省内部部局等におけるアウトソーシング等による効率化	環境省行政効率化推進計画に基づき、自動車運行管理業務、電話交換業務、ホームページの作成・管理業務等について、引き続き民間委託を実施する。 なお、技能職員については必要最低限の人員とし、これを超えての採用は今後行わないものとする。
【地方環境事務所】 地方環境事務所における事務・事業及び組織の合理化等	廃棄物の不法投棄の現地調査、国立公園・各種保護区の管理に係る業務等について、再任用短時間職員の活用、ボランティアの協力、民間委託及び申請・届出手続等のオンライン化の推進を図ること等により、地方環境事務所全体での配置の見直しを行い、平成18～19年度に20人、20年度に9人合理化することを含め、22年度末までに定員を39人以上合理化する。
【国民公園等管理事務所】 国民公園等管理業務のアウトソーシング	苑内施設の整備・管理等の国民公園等管理事務所に係る管理業務について、樹木剪定、苑内の水質調査等について可能な限り民間委託等することにより、平成19年度に1人、20年度に2人合理化することを含め、22年度末までに定員を7人以上合理化する。 なお、技能・労務職員の採用は今後行わないものとする。
業務・システムの最適化に基づく業務の効率化・合理化	業務の集約化やアウトソーシング、業務処理システムの最適化により内部管理業務を見直す。 「環境省ネットワーク（共通システム）最適化計画」に基づき、ネットワーク構成、機器、運用等の統合により、運用管理業務を効率化する。 これらの取組により、平成18～19年度に5人、20年度に1人合理化することを含め、22年度末までに定員を10人合理化する見込みである。 以上のほか、府省共通業務・システム及び一部関係府省業務・システムについては、各最適化計画の進捗状況を踏まえつつ、各計画の担当府省と調整を行い、府省共通業務・システムの導入による業務の効率化・合理化を実施する。
国民公園・国立公園関係施設の維持管理業務の市場化テストの実施による効率化等	国民公園・国立公園関係施設における維持管理業務については、既に一部業務の民間委託を実施している。引き続き、更なる業務の効率化等を推進するとともに、「公共サービス改革基本方針」に基づき民間競争入札の対象とし、落札者による事業を実施する方向で業務の範囲等について検討を行い、20年中に結論を得る。
施設管理・運營業務の市場化テス	環境調査研修所の施設の管理・運營業務については、既に民間委託を実施しているところであるが、「公共サービス

トの実施による効率化等	改革基本方針」に基づき民間競争入札を行い、平成21年4月から原則3年以上の複数年契約によって実施することにより、施設の管理・運営業務の効率化等を図る。
特別会計改革による事務・事業の効率化・合理化	平成19年度において、「石油及びエネルギー需要構造高度化対策特別会計」が「エネルギー対策特別会計」に統合されたことに伴い、「特別会計に関する法律」において規定される情報開示等の新たな業務に対応しつつ、事務・事業の効率化・合理化を図る。
研修・研究施設の組織・運営の効率化・合理化	環境調査研修所を行う国・自治体職員向けの研修については、近年の環境行政の複雑化・専門化に対応した研修コースの新設・見直し等を行い、組織の膨張を来さないよう、業務実施体制の見直しを行ってきている。 研修業務の実施に当たっては、今後とも効率的な運営に努める。

(注) 事項名に(☆)がある事項における平成20年度の合理化数は他の事項との重複がある。